平成 19年1月29日

企業会計基準委員会御中

昭和リース株式会社

公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」及び公開草案「リース取引 に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日に公表されました、公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」 及び、公開草案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」につきまして、リース事業を営む貸手 の立場から、下記の 3 点につき意見を申し上げます。

記

1. 適用時期の延長について

基準案は、現行基準の例外処理ではあるものの、大半のリース会社が採択している「賃貸借処理」を廃止し、「売買取引に準じた処理」へ会計処理を変更するもので、全面的な会計処理システムの見直しが必要になります。貸手のシステム対応は、仕様設計・システム開発・テスト・運用開始のプロセスとなりますが、最低でも設計着手から運用開始まで1年を要します。

加えて、会計と密接な関係にある税制上の取扱いを踏まえて、見直しに着手することになりますが、 昨年 12 月に公表された「平成 19 年度の税制改正大綱」では、詳細は明確ではなく、かつ、適用開始 前の取引は「賃貸借処理」となっており、下記 2.のとおり基準案と税制に差異があることから、追加 のシステム対応が必要となります。

以上のことから、基準案の「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用」については、実務上の対応が困難であり、最低でも 1 年間の延長を要望いたします。

2. 適用初年度開始前取引について

適用指針案第76項及び第79項では、会計基準適用初年度開始前の取引について、借手及び貸手双方に、引き続き「賃貸借処理」を認めているものの、リース取引を主たる事業としている貸手については、同第80項で適用を認めていません。

一方で、税務上は適用前の所有権移転外ファイナンスリース取引については、従来どおりの「賃貸借処理」を行うことになるため、税務と会計における差異から、上記 1.のシステム対応を含め、実務上の混乱が生じることになります。

以上のことから、リース取引を主たる事業とする貸手についても、適用初年度開始前取引の取扱い については「賃貸借処理」を認めて頂きたく要望いたします。

3. 中小企業への適用について

基準案の中小企業への適用については、貴委員会も参加される4団体により、別途定められる「中小企業の会計に関する指針」によるとされていますが、中小企業については借手及び貸手双方において、以下の理由から、現行の「賃貸借会計」が維持されることを強く要請いたします。

同指針では公認会計士の監査対象会社の連結子会社を対象外としており、中小の当該子会社では、 借手及び貸手双方に基準案適用の多大な実務負担がかかります。さらに、リース取引を主たる事業と する貸手の中小企業では、利息相当額を定額で配分する「簡便的な取扱い」が認められないため、複雑 な会計処理が求められます。